

架空請求をこれ以上
増やさないために

消費者の知恵

●相変わらず減らない架空請求

はがきや携帯電話のメールなどで、利用した覚えのない請求を送りつけられる、という相談が増え続けています。利用していなければ支払う必要はありません。もし不安に感じた時は、一人で悩まずに警察または市役所にご相談ください。

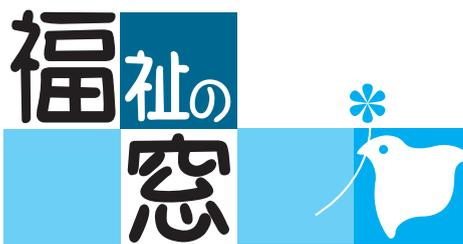
●架空請求被害防止について

架空請求の被害を防止するため、総務大臣に対し、犯罪に利用されている電話の利用防止・解除を求める意見書を出すことができます。

架空請求をした事業者が「どこの電話会社の回線を利用しているか」や、意見申出書の様式のことなど、市役所総務課へお問合せください。

【問合せ】 総務課 消費者相談係 ☎ (72) 1111

●『出産祝金について』



伊豆市に1年以上在住し出産した方に対して、出産祝金を支給し、子育てを支援します。

戸籍法上の届出による実子の第2子までは一人につき20,000円、第3子以降は一人につき50,000円支給します。

出生届を出されるときに、伊豆市役所市民課または各支所市民サービス課で手続きをしてください。

【問合せ】 社会福祉課児童係
☎ (72) 9864

ごみ 収集状況 (燃やすごみ)

	伊豆市 清掃センター 処理量	伊豆市戸田村 衛生施設 組合処理量	市内全体	1人当たり
平成16年 8月	785.48 t	330.94 t	1116.42 t	29.33kg
平成15年 8月	727.79 t	344.41 t	1072.20 t	28.17kg
前年同月比	7.9% 増	3.9% 減	4.1% 増	

【問合せ】環境衛生課 ☎ (72) 9857

●伊豆市清掃センターごみ焼却施設補修工事のお知らせ

ゴミ量の増加および施設の老朽化により焼却効率が低下しています。このため、ごみの焼却施設の補修工事を下記日程で行うこととなりました。工事期間中の可燃ごみは他市町に処理依頼をするため『分別、水切り』をより徹底しごみの減量に皆様のご協力をお願いします。

なお持込の可燃ゴミについてはパッカー車を待機させますのでその中に投入してください。

※焼却施設のごみピットには投入できません

補修工事期間 平成16年10月6日(水)～平成16年11月30日(火)まで (56日間)



●伊豆市清掃センターよりお願い

- ・可燃ごみにおいてフィルム類の混入が目立ちます。
- ・白物トレー、発砲スチロールにおいて未洗浄や、シールを貼ってある物が多数見受けられます。

以上2点ご協力をお願いします。